

令和4年12月13日

福祉保健部新型コロナウイルス感染症対策担当

新型コロナワクチン接種について

1 接種状況（令和4年12月11日現在）

	接種回数※1	接種率 (対人口※2)	備考
1回目	100, 518回	80.66%	・乳幼児（0～4歳） 1回目：2.89% 2回目：0.09% ・小児（5～11歳） 1回目：28.19% 2回目：26.57% ※3 3回目：12.13%
2回目	100, 474回	80.63%	
3回目	85, 052回	68.25%	
4回目	47, 778回	38.34%	
5回目	18, 278回	14.67%	
オミクロン株 対応	38, 822回	31.15%	

※1 小金井市に住民登録のある方の全国での接種回数を集計

※2 人口（124,617人）は令和4年1月1日時点

※3 乳幼児・小児の接種率は対象年齢人口比（0～4歳：5,296人、5～11歳：7,524人）

2 接種促進策

(1) 予約なし接種の実施（大規模接種会場で12月29日（木）まで）

⇒ 市報12月15号及び市ホームページブランディングエリアで周知

(2) モデルナ BA.4/5の使用開始（大規模接種会場で12月17日（土）から）

（※3回目以降の追加接種可能年齢が12歳以上に引下げ予定（現在18歳以上））

3 接種体制

対象等	ワクチン種類	接種体制	
		12月末まで	令和5年1月以降
令和4年秋開始接種 (3～5回目) (12歳以上)	ファイザーBA.4/5	個別接種（43医療機関） 集団接種	個別接種（ 35医療機関 ） 集団接種（※1）
	モデルナ BA.4/5	集団接種	集団接種（※1）
	ノババックス (18歳以上)	集団接種	集団接種
	ファイザーBA.1	—	集団接種（※1）
初回接種（1・2回目） (12歳以上)	従来ファイザー ノババックス	集団接種	集団接種（※1）
小児接種（1～3回目） (5歳以上11歳以下)	小児ファイザー	集団接種	集団接種（※1）
乳幼児接種（1～3回目） (6か月以上4歳以下)	乳幼児ファイザー	個別接種（5医療機関） ※2	個別接種（5医療機関） ※2

※1 保健センターにおいて、令和5年3月末まで毎週金曜・土曜・日曜に実施予定（会場が確保できた数日は木曜も実施予定）

接種予約受付時間は、金曜18:30～19:45、土曜14:00～17:30、日曜10:30～13:15

※2 【東小金井駅前こどもクリニック、桜町病院、むさこのもりクリニック小児科・内科、すず木小児科・アレルギー科、久慈医院】で令和5年3月末まで実施

小金井市新型インフルエンザ等対策業務継続計画の修正方針（素案）

2022.12.02

1. 趣 旨

本市は、平成 25 年の新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）の施行を受け、同年 6 月に小金井市新型インフルエンザ等対策本部条例及び同条例施行規則を制定し、平成 27 年 2 月に小金井市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。

さらに、新型インフルエンザ等の流行期に、限られた人員で、小金井市新型インフルエンザ等対策行動計画に掲げた業務及び市民生活に欠かせない業務を遂行するため、平成 28 年 3 月に小金井市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP）を策定した。

その後、国は平成 29 年 9 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）を変更し、令和 4 年 6 月に新型インフルエンザ等対策ガイドラインを一部改定した。また、東京都は平成 30 年 7 月に新型インフルエンザ等対策行動計画（都行動計画）の変更及び同年 8 月に新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン（都ガイドライン）を策定した。

このため、本市は、国及び東京都の計画等を踏まえるとともに、令和元年以降、世界中に拡がった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生、さらに、今後の未知なる感染症の発生に向けた対応を図るため、小金井市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP）の修正を行うものである。

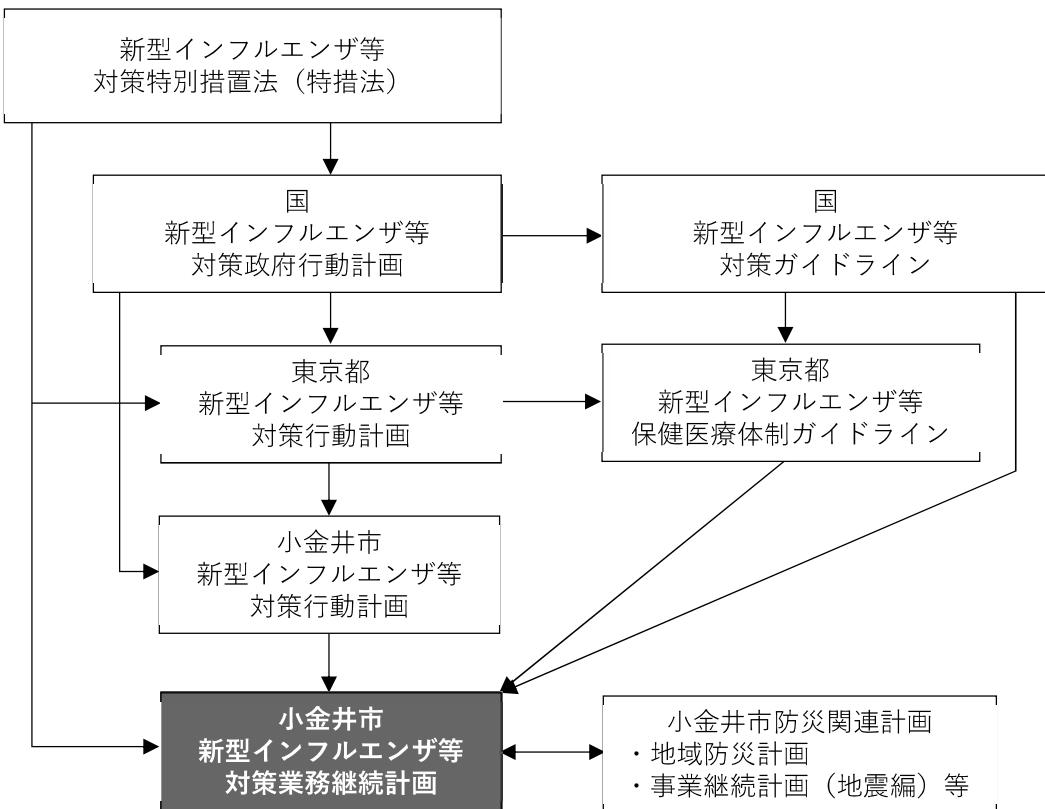
なお、令和 3 年 2 月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の一部改正が行われ、新型コロナウイルス感染症は感染症法において「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられ、同感染症に係る措置を講じることができることとなった。

表：新型インフルエンザ等対策に関する法律、行動計画、ガイドライン、都計画、市計画等の
改正・変更の主な流れ（令和4年11月現在）

年次	新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）	新型インフルエンザ等対策政府行動計画	新型インフルエンザ等対策ガイドライン	東京都	小金井市
H25	4月1日施行	6月7日策定	6月26日策定	11月策定 (行動計画)	6月26日制定 (新型インフルエンザ等対策本部条例、同条例施行規則) *施行規則は以降逐次改正あり (組織改編対応)
H26	この間、逐次改正あり				
H27					2月策定 (行動計画)
H28					3月策定 (新型インフルBCP)
H29		9月12日変更			
H30				7月変更 (行動計画) 8月策定 (ガイドライン)	
H31/R1					
R2					4月策定 (新型コロナウイルス感染症緊急対応方針)
R3	2月3日 一部改正				
R4	6月17日改正		6月30日 一部改定		
R5					3月改定予定 (地域防災計画) (地震編BCP) (新型インフルBCP)

※表中の「新型インフルBCP」は、小金井市新型インフルエンザ等対策業務継続計画を省略して記載している。

【新型インフルエンザ等対策に関する計画等の体系】



※東京都新型インフルエンザ等対策行動計画は、都が以前に策定した「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」、「新型インフルエンザ対応マニュアル」、「都政のBCP（新型インフルエンザ編）」を平成25年に一本化し作成している。

2. 主な修正内容等

① 業務継続計画の基本的な考え方

修正の趣旨、概要、防災関連計画との位置づけ等について、新型コロナウイルス感染症対策（新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針など）も踏まえて修正する。

「第1章 業務継続計画の概要」に、新型コロナウイルス感染症蔓延後の取組み、新型インフルエンザ等対策行動計画及び事業継続計画（地震編）との関係を追記する。

② 計画の対象及び実施体制

市体制の活動内容（事務分掌）等の見直しを行い、本計画の対象組織及び非常時の業務継続体制等を修正する。

「第2章 業務継続体制の考え方」に、業務実施体制として、災害対策本部の構成・役割・決裁権者不在時の代理順位、非常時業務の人員確保、感染リスクマネジメント（時差出勤、在宅・分散勤務など）、必要物資等の確保、施設の運営、職員の感染予防対策について記載する。

③ 被害状況の想定

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえて「被害状況の想定」を修正する。

④ 業務優先区分の修正

新型コロナウイルス感染症対応により新たに発生する業務を含めて、各部課における業

務優先区分を修正する。

参考資料

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律

(令和3年2月3日改正)

【改正の趣旨】

- 現下の新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更の要請、要請に応じない場合の命令等を規定し、併せて事業者及び地方公共団体等に対する支援を規定するとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症法において新型インフルエンザ等感染症と位置付け、所要の措置を講ずることができることとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講ずる。

【改正の概要】

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

- ① 特定の地域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるまん延を防止するため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料（20万円以下）を規定する。
- ② 緊急事態宣言中に開設できることとされている「臨時の医療施設」について、政府対策本部が設置された段階から開設できることとする。
- ③ 緊急事態宣言中の施設の使用制限等の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合（30万円以下）の過料を規定する。
- ④ 事業者及び地方公共団体に対する支援
 - 国及び地方公共団体は、事業者に対する支援に必要な財政上の措置、医療機関及び医療関係者に対する支援等を講ずるものとする。
 - 国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- ⑤ 差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定を設ける。
- ⑥ 新型インフルエンザ等対策推進会議を内閣に置くこととする。

2. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一改正

- ① 新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」として位置付け、同感染症に係る措置を講ずることができることとする。
- ② 国や地方自治体間の情報連携
 - 保健所設置市・区から都道府県知事への発生届の報告・積極的疫学調査結果の関係自治体への通報を義務化し、電磁的方法の活用を規定する。
- ③ 宿泊療養・自宅療養の法的位置付け
 - 新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、宿泊療養・自宅療養の協力要請規定を新設する。また、検疫法上も、宿泊療養・自宅待

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律

(令和3年2月3日改正)

機その他の感染防止に必要な協力要請を規定することとする。

④ 入院勧告・措置の見直し

- 新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、入院勧告・措置の対象を限定することを明示する。
- 正当な理由がなく入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合の過料（50万円以下）を規定する。

⑤ 積極的疫学調査の実効性確保のため、新型インフルエンザ等感染症の患者等が積極的疫学調査に対して正当な理由がなく協力しない場合、応すべきことを命令できることとし、命令を受けた者が質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合の過料（30万円以下）を規定する。

⑥ 緊急時、医療関係者（医療機関を含む。）・検査機関に協力を求められ、正当な理由なく応じなかったときは勧告、公表できることを規定する。

東京都市保健衛生担当課長会 臨時会 事前質問事項に対する回答【221202確定版】

市町村名	(1)事業実施意向の有無	(2)補正予算の要求時期	(3)事業開始見込み時期	(4)給付方法(現金・カード・その他)	(5)実施手法(直営・委託)	(6)システムの構築(改修)の有無	(7)転入者の確認方法	事 間 一 項	
								(児童福祉部局・母子保健部局・その他)	(8)担当所管(児童福祉部局・母子保健部局・その他)
八王子市	(◎)・無)	2月補正の予定	3月からの実施を見込んでいる	(現金・カード)	(直営)・委託)	未定	改修(有・無)	これから検討中。先日は、保育園者から頂く会の中でも、そのための事業を活用するには、その他の事業を実施内容そのもの	児童福祉部局 母子保健部局 その他()
立川市	(◎)・無)	間に合えば、12月補正を今どおり考へている	12月補正が通れば、年明けか3月、それが間に合わなければ3月、4月以降	(現金・カード)	(直営)・委託)	未定	改修(有・無)	配付等は委託の方も検討中	児童福祉部局 母子保健部局 その他()
武藏野市	(◎)・無)	12月議会に提出予定で準備をしている	補正が通れば、年明け1月から実施予定	(現金・カード)	(直営)・委託)	改修(有・無)	改修(有・無)	今は現金の方向で考えている。都の貯蓄事業も状況を見ながら考へている	児童福祉部局 母子保健部局 その他()
三鷹市	(◎)・無)	12月で調整をしている	年明け1月か2月。2月までにはしたい。	(現金・カード)	(直営)・委託)	改修(有・無)	改修(有・無)	現金だけを差し支えているが、都の広域の取組も視野に入れている。その人が懸案死産の人もギフトの対象に懸念となっている。そのための実績をどうするか課題	児童福祉部局 母子保健部局 その他()
青梅市	(◎)・無)	12月に間に合いそうにないでいるるので、そこで要検討している	補正が通次第で、来年の2月以降	(現金・カード)	(直営)・委託)	改修(有・無)	改修(有・無)	その他の都の事業を利用し、出来れば都の事業を利用し、それを都の公営連携事業として実施したい。	児童福祉部局 母子保健部局 その他()
府中市	(◎)・無)	早くて3月未定	3月末か4月	(現金・カード)	(直営)・委託)	改修(有・無)	改修(有・無)	相談は直営、配付は委託	児童福祉部局 母子保健部局 その他()
昭島市	(◎)・無)	12月に間に合わないので、2月か3月	補正が通り次第開始	(現金・カード)	(直営)・委託)	改修(有・無)	改修(有・無)	相談は委託	児童福祉部局 母子保健部局 その他()
調布市	(◎)・無)	12月に間に合わないの性があり前になるか検討中	12月に間に合うので、3月か、それより前に始める	(現金・カード)	(直営)・委託)	改修(有・無)	改修(有・無)	その他の都の公営連携希望	児童福祉部局 母子保健部局 その他()
町田市	(◎)・無)	確定していないが、来年度の当初の予定に計上	来年の4月から実施を考えている	(現金・カード)	(直営)・委託)	改修(有・無)	改修(有・無)	その他の都の広域連携を考えている	児童福祉部局 母子保健部局 その他()
小金井市	(◎)・無)	2月議会で前半の議決をいただければと考へている	年度内3月くらいから始める	(現金・カード)	(直営)・委託)	改修(有・無)	改修(有・無)	その他の都の公営連携を考えている	児童福祉部局 母子保健部局 その他()
小平市	(◎)・無)	財政課と調整しているのは、12月の最終日に提案をしたいと考えている	年明け1月からの実施は厳しい。取り始めは2月くらいになれば良いかと考えている	(現金・カード)	(直営)・委託)	改修(有・無)	改修(有・無)	その他の都の商品券を販売しているが、カードの増強をめぐる議論についての取扱いを改めて検討している	児童福祉部局 母子保健部局 その他()
日野市	(◎)・無)	3月補正で検討中	事業実施は3~4月。まだ決まっていない。	(現金・カード)	(直営)・委託)	改修(有・無)	改修(有・無)	その他の都の事業を利用した形のカードのようないいものが良いと考えている。 現金の選択肢はない。	児童福祉部局 母子保健部局 その他()

市町村名	(1)事業実施意向の有無	(2)補正予算の要求時期	(3)事業開始見込み時期	(4)給付方法(現金・クーポン・その他)	(5)実施手法(直営・委託)	(6)システムの構築(改修)の有無	(7)転入者の確認方法	事前質問	事中質問	(8)担当所管(児童福祉部局・母子保健部局・その他の)
東村山市	(有)・無)	まだ国からの説明がない都道府県があるため、その対応が分からない。都道府県が分かれているので、それらへの対応	当初、現金で考えていた。	(現金・クーポン)	(直営・委託)	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 その他()	国がどういったシステムを構築していくかによって、こちら側が、どういった対応が必要なのかに応じて変わってくると思う。健診システム等ということがあれば、システム等について問い合わせて検討する。それでも含めて検討する。	国がどういったシステムを構築していくかによって、こちら側が、どういった対応が必要なのかに応じて変わってくると思う。健診システム等ということがあれば、システム等について問い合わせて検討する。	児童福祉部局 母子保健部局 その他()
国分寺市	(有)・無)	12月補正で対応している	3月補正ならば4月以降にならざるを得ない。検討中	(現金・クーポン)	(直営・委託)	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()	3回目の相談は、委託を考えており、この住民への間合はどこまであるのかに応じて変わってくると思う。健診システム等ということがあれば、システム等について問い合わせて検討する。	3回目の相談は、委託を考えており、この住民への間合はどこまであるのかに応じて変わってくると思う。健診システム等ということがあれば、システム等について問い合わせて検討する。	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()
国立市	(有)・無)	12月中旬、最終議会で	年度内には	(現金・クーポン)	(直営・委託)	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()	改修(有・無)	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()
福生市	(有)・無)	現金、クーポンいろいろ考えていて、その都合によつて補正の時期を決めようとしているので、現在のところ未定	クーポン等が、いつ開始できるかで開始時期が変わることで、システム改修が含まれるようであれば、年度内などここで、まだ検討中	(現金・クーポン)	(直営・委託)	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()	改修(有・無)	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()
狛江市	(有)・無)	12月最終日で検討中	年度内で始められれば	(現金・クーポン)	(直営・委託)	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()	改修(有・無)	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()
東大和市	(有)・無)	都からか検討中	補正予算後	(現金・クーポン)	(直営・委託)	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()	改修(有・無)	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()
清瀬市	(有)・無)	12月に間に合えば、最終日、予算を騰越して使えるのであれば3月も考えている	補正がとおり次第	(現金・クーポン)	(直営・委託)	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()	改修(有・無)	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()
東久留米市	(有)・無)	早ければ12月最終日で検討しているが、間に合わなければ3月	補正がとおり次第	(現金・クーポン)	(直営・委託)	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()	一部委託を考えている	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()
武藏村山市	(有)・無)	2回に分けて考えている。12月に全て計上する。12月に計上する場合は間に合わせれば3月	補正による。12月に計上する場合は3月にギフト券を計上する。12月に計上する場合は間に合わせれば3月	(現金・クーポン)	(直営・委託)	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()	補正による。12月に計上する場合は間に合わせれば3月	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()
多摩市	(有)・無)	間に合えば12月最終日まだ未定	補正による	(現金・クーポン)	(直営・委託)	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()	まだ未定	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()
稻城市	(有)・無)	年度内3月補正 5年度当初補正	R5.4月以降	その他の	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()	改修(有・無)	改修(有・無)	児童福祉部局 母子保健部局 健診課 その他()

市町村名	(1)事業実施意向の有無	(2)補正予算の要求時期	(3)事業開始見込み時期	(4)給付方法(現金・クーポン・その他)	(5)実施手法(直営・委託)	(6)システムの構築(改修)(有・無)	(7)転入者の確認方法	事 間 質	項
羽村市	((有)・無)	3月を考えている	補正成立後 3月かR5.4月	(現金・クーポン) その他(現金給付しているが、都のクーポンと検討中)	(直営)・委託 件走り直営 クーポンなら一部委託	改修(有・無)	転入の妊婦の方に全数面接してある。その際に申請の所で、頭の確認か、全居住地で確認するか検討中	児童福祉部局 ・母子保健部局 ・その他(子ども家庭部子育て支援課)	R2に母子健康業務を移管
あきる野市	((有)・無)	3月補正	3月かR5.4月	(現金・クーポン) その他(都の広域連携希望)	(直営)・委託 経済的支援は、都の広域連携すれば一部委託	改修(有・無) その必要があるのか情報政策課と確認中	改修中	児童福祉部局 ・母子保健部局 ・その他()	
西東京市	((有)・無)	12月を考えていたが、市議会議員選挙が12月にあり、最終日が12月7日なので難い。 3月になる	補正予算成立後	(現金・クーポン) その他(当初現金を考えていたが、都の広域連携希望)	(直営)・委託	改修(有・無)	国がQDAで示されるるど思っているが、この所の肥脛が一番離しない。12月の頭にQDAも示されていないところでは、このコースは難しい。	児童福祉部局 ・母子保健部局 ・その他()	
瑞穂町	((有)・無)	12月最後日で考えているが、市議会議員選挙が12月にあり、最終日が12月7日なので難い。 3月になる	補正後	(現金・クーポン) その他(商品券を考えているが、都の広域連携を検討中)	(直営)・委託	改修(有・無)	今後QDAが出てきたら、そちらを確認にならが、妊娠面接等の時に申請書で確認して、必要があれば前生所地に確認	児童福祉部局 ・母子保健部局 ・健健康課	
日の出町	((有)・無)	12月に間に合わないの で、3月補正で調整	補正後、年末か4月以降。3 月にはやりたい	(現金・クーポン) その他(当初現金を考えていたが、都の広域連携希望)	(直営)・委託	改修(有・無) 未定	何が必要か調査中	児童福祉部局 ・母子保健部局 ・その他()	当初 ・母子保健部局 ・その他()
奥多摩町	((有)・無)	3月補正を予定	3月補正後	(現金・クーポン) その他(検討中)	(直営)・委託	改修(有・無) 未定	検討中	児童福祉部局 ・母子保健部局 ・その他()	手作業になる
檜原村	((有)・無)	人数が少ないので新年度 予算で計上予定	R5.4月予定	(現金・クーポン) その他(現金の予定だったが、これもまだ未定)	(直営)・委託	改修(有・無)	村では村民課が転入を行つてい る。そこで住新も確認できる。福 祉健康課に連絡が来るので、そ ういったところで確認を考えている	児童福祉部局 ・母子保健部局 ・その他()	

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

令和4年12月6日

自治体職員向けQ&A（第1版）

出産・子育て応援交付金

目次

総論（事業趣旨、実施時期、その他の予算関係）（問1～問8）	2
伴走型相談支援（問9～問20）	4
出産・子育て応援ギフト（事業開始日以降の対応）（問21～問54）	8
出産・子育て応援ギフト（経過措置の対応）（問55～問63）	17
システム構築等導入経費（問64～問65）	19

凡例

◎：新規情報として記載

○：自治体説明会資料の情報を基に補足説明

●：自治体説明会資料の情報を再掲的に記載

番号	分類	質問	回答
総論（事業趣旨、実施時期、その他の予算関係）			
1	○ 出産・子育て応援交付金の事業の趣旨・ねらい如何。	核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくなり、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題です。とりわけ、未就園児が多い0～2歳児のいる子育て家庭（※）では、日々通う場がない方もおられ、また、地域子育て支援拠点や一時預かりなど、年齢を問わずに利用できるサービスが地域によつては限りがあること等により、子育ての負担感や孤立感につながりがちです。（※）0～2歳児の約6割（約177万人）このため、本事業では、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、安心して出産・子育てができるようにしていきたいと考えています。	また、経済的支援を伴走型の相談支援と一体的に実施することにより、①相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、②利用料が発生する産後ケア、一時預かりや家事支援サービス等の負担が軽減され、必要な支援につながりやすくなり、③その結果、ニーズに即した効果的な支援が全ての妊婦・子育て家庭に確実に届くことになり、伴走型の相談支援の事業の実効性がより高まるものと考えています。
2	○ 出産・子育て応援交付金事業は全ての市町村で実施する必要があるのか。	本事業については、先駆的な取組を行う一部の自治体で実施するモデル事業ではなく、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施し、継続的に実施する、という本事業の趣旨及び目的に鑑み、令和4年度第2次補正予算で全ての市町村で実施するためには必要な費用を計上しています。各自治体におかれても、可能な限り年度内に開始できるよう、地方議会における予算案の議決をはじめとする事業開始に向けた各種手続を経た上で、可能な限り速やかに事業を開始いたいと考えています。	なお、事業開始に係るイニシャルコストとなるシステム開発経費については、令和4年度第2次補正予算における出産・子育て応援交付金のみに計上する予定としており、これを活用して、
3	○ いつまでに事業開始が必要なのか。報道にあつたように、令和5年1月から開始する必要があるのか。	それぞれの自治体が事業開始の準備に要する期間は、自治体の置かれている状況により様々であることに鑑みれば、実際に各自治体で事業を開始する時期は一律ではないと考えています。一方で、本事業による支援をできるだけ早期に対象者に届けられるよう、地方議会への上程等、事業開始に向けて必要な手続を経た上で、可能な限り速やかに事業を開始いたいと考えています。	

		可能な限り早期に事業を開始していただきたいと考えています。
4	⑤	令和4年度中に事業開始ができず、令和5年4月以降に事業開始となつた場合、令和4年度中に妊娠・出産した方に出産・子育て応援ギフトを遡って支給することは可能か。
5	○	出産・子育て応援交付金は具体的にはどのような経費に使用できるのか。
6	○	令和4年度第2次補正予算で計上される出産・子育て応援交付金の対象期間はいつまで、当該予算の執行はいつまでに行えばよいのか。年度をまたぐ場合の繰越明許の手続・取扱如何。
7	⑥	令和4年度第2次補正予算で計上される出産・子育て応援交付金の交付決定の時期はどうになるのか。
8	⑦	来年度以降も継続的に実施する事業とのことだが、児童手当等と同様に、恒久的な制度として法整備を行う予定はあるのか。必要な税財源を確保すべき。

伴走型相談支援		
9	●	伴走型相談支援として具体的にどのような取組を行うことが必要になるのか。
10	●	伴走型相談支援において面談等の実施機関はどこか。
11	●	伴走型相談支援において面談等を実施する者は保健師等の専門職であることが必要か。
12	○	伴走型相談支援の面談実施者として、「一定の研修を受けた」者とあるが、どのような研修を想定しているのか。伴走型相談支援のための研修を国が用意するのか。
13	○	伴走型相談支援について、NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託が推奨されているが、これにどの程度従う必要があるか。市町村判断と
		伴走型相談支援センター（身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点・保育園等への委託も可能）で、全ての妊娠・子育て家庭に対し、妊娠届出時や、妊娠8か月頃、更には出生届出後に、アンケートや子育てガイドを活用しつつ、出産・育児等の見通しと一緒に確認する面談を実施し、その後もプッシュ型で子育て関連のイベント情報を届け、相談の随時受付等を継続実施することを通じ、関係機関とも情報共有しながら、両親学級、産後ケア、一時預かりや家事支援サービスなどの必要な支援につなぐことが必要となります。（11/22自治体説明会資料のP10～P21をご確認ください。）
		実施機関は、市町村の子育て世代包括支援拠点、保育園・幼稚園・認定こども園等になります。（11/22自治体説明会資料のP11をご確認ください。）
		面談等の実施者は、市町村（子育て世代包括支援センター等）の保健師・助産師等の専門職以外にも、一定の研修を受けた一般事務職員・会計年度任用職員等が実施することも想定されます。また、身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点・保育園等の、一定の研修を受けた保育士・利用者支援専門員・子育て支援員等が実施することも想定されます。（11/22自治体説明会資料のP11をご確認ください。）
		11/22自治体説明会資料のP11に記載の「一定の研修」とは、利用者支援事業の基本型を実施する利用者支援専門員になるために受講が必要な「子育て支援員基本研修」及び「専門研修（地域子育て支援コース）」の利用者支援事業（基本型）」や、地域子育て支援拠点で子育て支援員になるために受講が必要な「子育て支援員基本研修」及び「専門研修（地域子育て支援コース）」の地域子育て支援拠点事業」を想定しており、この枠組みを活用して研修を受講していたいただくことを想定しています。
		各市町村における人員体制や地域資源の状況等は様々であることから、委託するかどうかについてには、そうした地域の実情に応じ、各市町村でご判断いただくことになります。一方で、市町村の子育て世代包括支援センターと地域の関係機関とが密に情報共有・連携しながら、伴走型相談支援の体制を構築することで、その地域の子育て支援力の底上げが図られ、全ての妊婦・子育て家庭のさらなる安心につながるという観点からは、NPO等の民間法人が実施す

		いうことですか。	る地域の関係機関と協働する形での事業実施を是非ご検討いただきたいと考えています。
14	●	面談は誰に対して行うのか。	<p>① 妊娠届出時 妊婦（夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨）</p> <p>② 妊娠8か月前後 妊婦（夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨）</p> <p>③ 出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間 産婦または出生したこどもを養育する者（父親・同居家族も一緒に面談することを推奨）</p> <p>(11/22自治体説明会資料のP6、P10をご確認ください。)</p>
15	○	妊娠届出時の面談については、いつまでもに実施することが必要か。	妊娠届出時の面談については、妊娠期の過ごし方など出産までの見通しを立て必要な支援につなげることや、5万円相当の出産応援ギフトを支給するきっかけとなることから、妊娠届出時とは別に面談を実施する場合でも、妊娠届出後、なるべく早い段階で面談を実施することが望ましいと考えています。
16	○	面談の際に使用するアンケートや子育てガイドについて、自治体で既に使用しているアンケートやセルフプランを活用することとしてもよいか。	<p>【アンケートについて】※11/22自治体説明会資料のP15～P18をご確認ください。 妊娠届出時の面談、出生届出後の面談においては、引き続き、現在使用しているアンケートを活用し、その回答結果を面談時等に活用していただくことを想定しています。</p> <p>一方で、妊娠8か月頃面談に使用するアンケートについては、国において示しているアンケートのひな形も踏まえて作成してください。なお、すでに類似のアンケートを作成している場合は、それを活用いただくことも差し支えありません。</p> <p>なお、妊娠・子育て家庭に対するは、様々な関係者がアンケート等を実施しておりますが、本事業により、関係者の情報共有や連携の推進が期待されます。</p>
			<p>【子育てガイドについて】※11/22自治体説明会資料P19、P20をご確認ください。 11/22自治体説明会資料P19、P20にひな形をお示ししていますが、必ずこの体裁にする必要はなく、既に各自治体の創意工夫に基づいた子育てガイド等を使用されている場合は、当該ガイドを活用していただきても差し支えないと考えています。（この場合、ひな形にはあつて、各自治体で活用されているガイドにはない項目（特に仕事関係）があれば、当該項目等の追加修正についてご検討いただきたいと考えています。）</p>

		一方で、子育て世代包括支援センターガイドラインでお示ししている「セルフプラン」どおりのものを活用されているという場合には、この機会に内容を再点検いただき、各自治体の創意工夫に基づき、ひな形に列記している要素はなるべく全て盛り込むことも含めて、住民にわかりやすい形になるように検討いただきます。
17	● 面談は対面で実施することが必要か。	<p>表情を見て雰囲気を感じ取る観点、顔の見える関係づくりの観点から、以下を原則とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対面による面談 ・ SNS やアプリ等でのオンライン面談（画面上で対面） <p>※ 妊婦側にやむを得ない事情がある場合は、アウトリーチ型（自宅訪問）による面談が望ましい。それでもできない場合はアンケート回答と電話による確認も可。</p> <p>(11/22 自治体説明会資料 P12、13 をご確認ください。)</p>
18	○ 妊娠 8 か月頃の面談は全員に対して行う必要があるのか。また、必ず 8 か月頃に実施しないといけないのか。（例えば 6 か月頃などでもいいのか）	<p>妊娠 8 か月頃の面談は、面談を希望する妊娠等のみの実施で差し支えありません。一方で、全ての妊婦にアプローチする観点から、全ての対象者に面談の案内文とアンケート用紙を送付し、アンケートの回答は全て回収いただきたいと考えています。</p> <p>国としては、妊娠 8 か月は、出産間近で産後のことを考え始める時期で、産前休暇に入ったり、人によっては不安の時間をとりやすい時期であり、出産に向けてより具体的な準備に入ったり、人によっては不安を感じたりするタイミングと考えて設定していくのですが、各自治体のこれまでの取組を活かしながら、自治体の判断で、例えば「妊娠 6 か月以降面談」として、幅を持たせて面談の 2 回目と位置づけていただいたいても差し支えはありません。</p> <p>(11/22 自治体説明会資料 P13 をご確認ください。)</p>

19	○	<p>出生届出後の面談はいつまでに行う必要があるのか。新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問を活用してもいいのか。</p>	<p>原則として、乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）の期限である生後4か月以内に面談を行つていただきたいです。</p> <p>新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問を活用していただいた差し支えありません。</p> <p>出生届出時に面談することも可能ですが、産褥期（産後6～8週間）で安静が必要な母親よりも、その夫等が土曜日に開庁している窓口に来る場合も想定されることに留意が必要です。</p> <p>出生後は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 遅くとも、生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に市町村の保健師、助産師等が訪問する乳児家庭全戸訪問の機会に面談を実施いただきたい一方、 ② それまでの間であれば、例えば、生後28日以内に市町村の保健師、助産師が訪問する新生児訪問指導など、各市町村の事業により産後に産婦等と接触する機会を、各当該市町村の判断で、本事業の面談の機会としていただくことが可能です。 <p>なお、市町村から本事業の委託を受けた地域子育て支援拠点の子育て支援員等が伴走型の相談支援を担当している場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市町村と密に連携し、当該子育て支援員等が新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問に同行訪問し、その場で本事業の面談を実施したり、 ② 委託を受けた地域子育て支援拠点において、生後2～3か月児のいる親子を対象とした交流イベントを案内し、交流イベント終了後に面談を実施したりするなど、地域の創意工夫に基づき、柔軟に実施いただきたいと考えています。
20	◎	<p>妊娠届出時の面談で、マイナンバーカードの交付申請やマイナーポータルによる公金口座登録の方法を案内することが推奨されているが、この案内はどのような趣旨により実施することとしているのか。</p>	<p>マイナンバーカードを持つことで、マイナーポータル（情報提供等記録開示システム）により行政機関から情報を取得することができます（例えば妊娠健診や乳幼児健診、予防接種等の情報については、妊娠等本人がスマートフォンなどで閲覧可能なほか、転居時に他の市町村等への引き継ぎも可能となっています）。</p> <p>また、公金受取口座を登録することで、今後の緊急時の給付金等の申請において、口座情報の提出等が不要となるほか、児童手当などの支給事務に利用することが可能となります。</p> <p>このため、妊娠届出時の面談において、マイナンバーカードの交付申請などの案内を実施していただくことを推奨しています。（11/22 自治体説明会資料のP12をご確認ください。）</p>

出産・子育て応援ギフト（事業開始日以降の対応）			
21	○	出産・子育て応援ギフト 10 万円 相当の経済的支援の役割やねらい如何。出産育児一時金の増額との関係如何。	<p>出産・子育て応援交付金による経済的支援（出産・子育て応援ギフト）は、不安感・孤立感を抱く妊婦・子育て家庭に寄り添う伴走型相談支援と一体的に実施することで、事業の実効性をより高めることをねらいとしており、妊娠期の妊婦健診受診時の交通費等や、出産後に必要なベビーアイテム等の育児用具の費用や、産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用者負担に充てていただくことを想定し、令和4年4月以降に出産された方を対象に、妊娠届出時と出生届出後を通じて合計10万円相当を支給することとしています。</p> <p>一方で、出産育児一時金は、産科医療機関での出産費用等を支援するものですが、平均出産費用が年々上昇する中で、出産に要する経済的負担の軽減のため、総理指示も踏まえ、平均的な標準費用が全て賄えるよう、令和5年4月からの大幅な増額に向けた議論を進めています。</p> <p>これらの取組により、全ての妊婦・子育て家庭の不安感や孤立感を取り払い、安心して出産・子育てができる環境整備につなげまいります。</p>
22	○	出産・子育て応援ギフトについて、令和4年4月1日時点で生後1か月のこどもを持つ子育て家庭は対象となるのか。また、令和5年4月1日以降に妊娠された方は対象となるのか。	<p>出産・子育て応援ギフトについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の実効性をより高めるために、相談実施機関へアクセスするきっかけとなる妊娠届出時と出生届出後に実施するという事業の趣旨や、 ・ 令和4年度補正予算案で創設する事業であることに鑑み、 ・ 令和4年4月以降に出生された方まで遡及して支給することとしており、ご指摘のような令和3年度中に出産された方については、支給対象とはなりません。 <p>一方、本事業については、切れ目なく継続的に実施していくこととしており、ご指摘の令和5年4月1日以降に妊娠された方については、本事業を継続的に実施する中で、支給対象としていく予定です。</p>

23	◎	出産・子育て応援ギフトの支給対象者は誰か。支給対象者は申請書の申請者は揃える必要がある。また、出生後の面談対象者と子育て応援ギフトの支給対象者はそろえる必要がある。例えば父親とだけ面接しても支給可能か。	「出産応援ギフト」は、面談を受けた「妊娠」を対象とし、「子育て応援ギフト」は、面談を受けた「出生したこどもを養育する者」（以下「養育者」という。）を対象とします。詳細については、今後お示しする実施要綱をご参照ください。 なお、出産応援ギフトは「妊娠」を対象とし、子育て応援ギフトは「養育者」を対象としていることから、家族形態によっては、それぞれのギフトの支給対象者が異なる者となる場合もありますが、それぞれの支給対象者とギフト申請者とギフト申請書に記載される申請者は揃える必要があります。 また、出生届出後の面談を実施した上で支給する「子育て応援ギフト」について、例えば「養育者」が父親のみである場合は、父親と面談後に支給となりますが、「養育者」に産婦である母親が含まれる場合は、母親の出産後の育児の悩みや疲れ等にも寄り添つて相談支援を行う事の趣旨から、母親と面談を行った上で、「子育て応援ギフト」を支給することになります。この際、母親のみならず、父親や同居する家族等と一緒に面談を行うことが望ましく、この場合に一緒に面談を受けた父親名義でギフト申請書を出し、父親にギフト支給することは可能です。
24	●	出産応援ギフト・子育て応援ギフトについて、多胎児の場合は、それぞれいくら支給されるのか。	出産応援ギフトについては、その用途として主に想定される妊娠健診受診時の交通費等は、多胎児であるか否かにかかわらないものであることに加え、妊娠届出時に多胎児であるか否か必ずしも明らかでないことも想定されることから、妊娠1人当たり5万円相当を支給するものとします。 子育て応援ギフトについては、その用途として想定される育児関連用品の購入費やサービスの利用料などは新生児の人数に応じて変わるものも多いことから、新生児1人当たり5万円相当を支給するものとします。 したがって、多胎児の場合は、出産応援ギフトは5万円、子育て応援ギフトは5万円×人数分となります。（11/22自治体説明会資料のP27をご確認ください。）
25	◎	出産応援ギフトについて、妊娠が出産前に死亡した場合の受給権、請求権の相続は発生するのか、考え方如何。	出産応援ギフトの支給対象者は妊娠であるため、面談等を実施する前に妊娠が死亡した場合、ギフトの第三者へ受給権が引き継がれることはできません。一方、妊娠への面談等を実施した場合には、当該妊娠に受給権が発生するため、面談等の実施後、出産応援ギフトの支給前に妊娠が死亡した場合には、ギフトの受給権は民法上の規定により相続されることとなります。
26	◎	日本に住民票のある外国籍の者は出産・子育て応援ギフトの支	日本国籍を有する者と同様の要件を満たせば支給対象となります。

		給対象者になるのか。	
27	◎	海外で妊娠して帰国した妊婦は、出産応援ギフトの支給対象になるのか。	海外で妊娠について、出産前に日本に帰国した場合には、居住地の市町村に妊娠届出を提出し、面談等を実施することで、出産応援ギフトの支給対象となります。
28	◎	日本国籍を有し海外で出産して帰国した子育て家庭は、出産応援ギフトと子育て応援ギフトの支給対象者になるのか。	日本国籍を有する者が海外で出産した場合、出生から3月以内に在外公館に出生届出をすることになりますが、その後日本に帰国した場合には、住民票のある市町村で面談等を受けることで、子育て応援ギフトの支給を受けることができます。なお、この場合の子育て応援ギフトの支給対象は、ギフトの支給に係るこども（令和4年4月以降に生まれたこども）が3歳に達する日の前日までの者に限ることとし、当該こどもの養育者が面談等を受けた場合にギフトの支給対象となります。 また、出産応援ギフトについては、妊娠期間中に海外に居住していた者であっても、日本で妊娠届出をして、面談を受けた方は、出産応援ギフトの支給対象となりますが、それ以外の方は支給対象外となります。
29	●	出産・子育て応援ギフトを出産後にまとめて10万円支給することとしてよいか。	出産・子育て応援ギフトについては、事業開始日以降は、妊娠届出時、出生届出後の2回に分けて、それぞれの面談を実施した上で、出産応援ギフト（5万円相当）と子育て応援ギフト（5万円相当）をそれぞれ支給してください。 (11/22自治体説明会資料P30をご確認ください。)
30	◎	出産応援ギフト、子育て応援ギフトをそれぞれ、さらに分割して支給してよいか。（例えば、妊娠届出時に3万、8か月頃の面談後に2万など）	出産応援ギフト・子育て応援ギフトの支給について、それを更に分割して支給することは排除されませんが、例えば、出産応援ギフトの5万円相当の一部を商品券（クーポン）等で支給した後に転居した場合に、転居先の市町村でのギフトの取扱いが違うことも想定され、残りの一部を支給できない、など、転居者に不利益が生じてしまうことも考えられるため、5万円相当の更なる分割支給を実施する場合には、各市町村において、その旨を対象者にご理解いただく説明責任を負うことも踏まえて、各市町村の判断において取扱いを整理の上、実施していくことになります。
31	◎	出産・子育て応援ギフトについて、自治体独自に上乗せで支給することは可能か。	自治体独自に上乗せで支給することは可能です。また、既に、自治体独自にクーポン券の配布や利用料の減免等を行っている場合は、当該独自事業に本事業の出産応援ギフト5万円相当や子育て応援ギフト5万円相当を上乗せして支給していましたことになります。

32	<p>◎ 現在、自治体独自に妊娠・出産時に経済的支援しているが、この経済的支援の財源を出産・子育て応援交付金に付け替えることは可能か。</p>	<p>既に、自治体独自に妊娠・出産期の経済的支援を実施している場合で、当該自治体で出産・子育て応援交付金事業が開始されたにも関わらず、妊娠・低年齢児（0～2歳）のいる子育て家庭にとつて支援が強化されないのは望ましくないことから、基本的に、本事業による出産応援ギフト、子育て応援ギフト分を当該独自事業に上乗せして支給していただくこととなります。ただし、当該独自事業の財源による経済的支援を低年齢児の1歳・2歳児の経済支援に振り替えて実施するなど、国の事業と既存の類似の地方単独事業を合わせて、0～2歳児に焦点を当てて、伴走型相談支援と経済的支援を充実することは可能とすることを考えています。詳しくは、実施要綱に記載する予定ですので、そちらをご確認ください。</p>
33	<p>● 出産・子育て応援ギフトの支給方法としてはどのような方法で行うことが可能か。クーポンだけではなく、現金給付も可能か。</p>	<p>子育て支援サービスの利用負担軽減につなげる観点から、各自治体の創意工夫により、例えれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産後ケア、一時預かり、家事・育児支援サービス等の利用料助成・利用料減免 ・ 出産・育児関連用品等の商品券（クーポン）の支給 ・ 妊婦健診の交通費やベビー用品の購入・レンタル費用等の助成など、幅広い支給方法を選択することが可能です。 <p>なお、クーポン等の発行（デジタルによるものを含む）には準備に時間がかかることも想定されるため、出産準備金などの現金給付（キャッシュレスを含む。）もオプションとして排除されません。</p> <p>(11/22自治体説明会資料P6、P24をご確認ください。)</p>
34	<p>◎ 子育て応援ギフトを産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用券方式で実施する場合に、家事支援サービス事業者ではなく、家政婦（夫）を求職登録し、利用者とマッチングする紹介事業者と契約して、支援対象サービスに位置づけてもよい</p>	<p>自治体の判断で、利用可能な対象サービスに位置づけていただいて差し支えありません。この場合の当該紹介事業者との事務フローも含めた契約内容についても、各自治体と当該紹介事業者との間で協議の上、適切に対応いただければと考えております。</p>

35	●	出産・子育て応援ギフトの支給条件は何か。面談を受けないと支給されないのか。また、情報共有等の同意をしないと支給されないのか。	妊娠届出時、出生届出後にそれぞれ面談を実施し、そのうえで情報共有等の同意欄に署名したギフト申請書とアンケートの回答を提出した方にに対して、出産・子育て応援ギフトを支給してください。 (11/22自治体説明会資料P6、P23をご確認ください。)
36	◎	妊娠届出時の面談等について、出産予定日より早く生まれたため、妊娠期間中に面談等が実施できなかつた場合、出産応援ギフトの支給を受けることはできないのか。	原則として妊娠期間中に面談等を実施した妊婦に出産応援ギフトの受給権が発生することになりますが、妊婦の責めに帰さない事由により面談等を実施できなかつた場合には、当該妊婦に出産応援ギフトを支給することとして差し支えありません。 なお、お尋ねのケースの場合、妊娠37週未満で生まれた場合には、妊婦の責めに帰さない事由に該当すると判断して差し支えありません。
37	◎	市販の妊娠判定薬で陽性反応が出た場合も妊娠届出を行うことができるが、このように産科医療機関を受診する前の段階で、妊娠届出が出来た場合にも出産応援ギフトを支給してよいのか。	出産応援ギフトについては、妊婦が産科医療機関を受診し、医師による妊娠の事実の確認を行なうこととを支給要件とすることとします。このため、産科医療機関等を受診する前の段階で妊娠届出が提出された場合には、妊娠届出を受理し、母子健康手帳や妊婦健診受診券を手交することは引き続き可能としますが、伴走型相談支援における妊娠届出時の面談と出産応援ギフトの支給についても、上記の支給要件を満たした後に面談等を実施した上で支給いただくこととなります。
38	◎	出産応援ギフトについて、虚偽の妊娠届出を防止するため、どのような対策を講じるのか。ギフト申請時に、妊娠したことの医師の証明書等の提出は必要か。また、妊娠の確認方法は、国として統一的に示すのか。	虚偽の妊娠届出の防止対策としては、妊婦への面談等の実施時に出産応援ギフトの支給要件(産科医療機関等の受診等)を説明し、必要に応じて産科医療機関等に妊娠状況などとの確認を行なうことについて妊婦から同意を得た上で申請書を提出してもらうことで、虚偽の妊娠届出の抑止につなげていきます。(国としては、医師による妊娠の証明書等の提出までを一律には求めません)。 市町村は、例えば、妊娠届出後、妊婦健診を受診していない方を把握した場合などに、必要に応じて産科医療機関に当該未受診者の妊娠事実の確認を行なうことが考えられます。 なお、今後、国から日本医師会などの関係機関に対して、協力依頼を行う予定です。

39	<input checked="" type="radio"/> 商品券（クーポン）で支給する場合、有効期間の設定について、どのような取扱いとなるか。	<p>本事業による出産・子育て応援ギフトは、妊娠期に想定される妊婦健診受診時の交通費等に要する費用や、出産後、新生児の育児に必要なベビー服等の育児用品の費用や産後ケア・家事支援サービス等の利用者負担等に充てすることが想定されることを踏まえ、商品券（クーポン）の期限においては各自治体において適切に設定ください。</p> <p>なお、商品券やギフト券、プリペイドカード、電子マネー等の前払式支払手段について、国や地方公共団体等以外の主体が、発行の日から6か月を超える期限を設定して発行する場合は、資金決済に関する法律の適用を受けることとなり、発行保証金の供託等の手続が必要になることがあります。</p>
40	<input checked="" type="radio"/> 現金で支給する場合、ギフト申請書に口座情報を記載することも想定しているのか。この場合、申請者と口座名義人が異なる場合もいかどうかは、市町村の判断か。	<p>ギフト申請書に口座情報の記入欄を設けるか、ギフト申請書とは別に口座情報の記入様式を設けるか、その手法はどうちらでもよいと考えておりますが、口座情報の記入を求める場合は口座情報を見せる書類の提出も求めが必要があります。</p> <p>また、ギフトの申請者と支給を受けた口座の名義人は同一であることが望ましく、異なる場合は申請者から口座名義人への委任状を提出させるなど、委任を担保していただくことが望ましいと考えます。</p>
41	<input type="radio"/> 出産応援ギフトについては、流産・死産となつた場合でも支給対象になるのか。面談は必要か。	<p>妊娠届出後、面談前に流産・死産となつた場合でも、出産応援ギフトの支給対象です。この場合は、面談を実施せずに、出産応援ギフトの申請書の提出のみをもつて、支給することができます。</p> <p>この場合のギフトは、流産・死産となつた方も使用できるような内容とすることが望ましいと考えています。</p> <p>また、流産・死産を経験した女性等への心理社会的支援等について（令和3年5月3日付通知）、不妊症・不育症患者や子どもを亡くした家族に対する情報提供等について（令和4年4月8日付事務連絡）を踏まえ、流産・死産を経験された方に配慮した心理社会的支援等を紹介するなど、適切な対応をお願いします。（問42、43と共通）</p>

42	<input checked="" type="radio"/>	出産応援ギフトについては、中絶した場合でも支給対象となるのか。面談は必要か。	妊娠届出後に面談を受け、その後人工妊娠中絶した場合は、出産応援ギフトの対象となります。
43	<input checked="" type="radio"/>	子育て応援ギフトの支給対象について、母体内での死亡による死産の場合は対象になるのか。	<p>胎児が死産した場合は、出生届出がされないため、子育て応援ギフトの支給対象とはなりません（なお、出産応援ギフトの支給を受けることは可能です）。</p> <p>一方、出生後に死亡した場合は、出生届出と死亡届出がなされることとなりますが、この場合は子育て応援ギフトの支給対象となります。出生後、面談等の実施前にこどもが死亡した場合でも、面談等を実施することなく子育て応援ギフトを支給して差し支えありません。</p> <p>なお、死産やお子さまとの死別を経験された方の辛いお気持ちや悲しみに配慮し、適切な対応をお願いします。</p>
44	<input checked="" type="radio"/>	妊娠届出又は出生届出を出し、面談を受けた後、出産・子育て応援ギフトの支給前に市外への転出した場合、転出元、転出先のどちらの市町村から支給する必要があるのか。	<p>面談実施後、出産・子育て応援ギフトの支給前に転出した方に転出した方に応じて、転出元市町村又は転出先市町村に対して申請いただくこととなります。なお、本人の希望により転出先市町村が支給する場合には、転出先市町村で再度面談を実施し、申請者がすでに出産・子育て応援ギフトを受け取っていないことを申請書により確認した上で支給することとなります。</p>
45	<input checked="" type="radio"/>	妊娠届出又は出生届出を出した後、面談を受ける前に市外への転出した場合、出産・子育て応援ギフトは、転出元、転出先のどちらの市町村から支給する必要があるのか。	面談実施がギフト支給の起点となることから、本人からの申し出に応じて、転出先の市町村において面談を実施し、転出先の市町村から支給する必要があります。
46	<input checked="" type="radio"/>	転出元、転出先の両方の市町村から、出産・子育て応援ギフトを二重に支給されることを防止するため、どのような対応を行おうのか。	支給対象者が引越しをした場合において、二重支給を防止する観点から、「出産・子育て応援ギフト申請書」に、「他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産・子育て応援ギフトの支給を受けていない」ことについて、「支給状況などについて他の自治体に確認することがある旨の記載を確認の上、チェック欄に記入してもらうことで、不正受給の抑止につなげていくこと

		う必要があるか。仮に、転出元市町村に照会する場合、文書による照会を行う必要はあるか。また、仮に二重支給が発覚した場合、債権回収する必要はあるか。	町村による照会を一概に一律に文書による照会を求めるものではないと考へており、文書による照会が必要かどうかについては、当該市町村間で事案の具体的な事情に即して適宜個別にご判断いただきます。また、上記対策を講じてもなお、仮に二重支給が発覚した場合には、基本的には不當利得として返還を求めることとなると考えますが、事案の具体的な事情に即して適宜個別にご判断いただきたいと考えています。
47	◎	里帰り出産をした方に対する子育て応援ギフトは里帰り元、里帰り先のどちらから支給することとなるのか。里帰り先で面談（新生児訪問等を実施する場合）を受けた場合の子育て応援ギフトの支給は、里帰り先の市町村と住民票のある市町村のどちらで対応するのか。	里帰り出産をした方に対しては、里帰り先ではなく住民票のある市町村において面談を実施し、子育て応援ギフトを支給してください。 なお、里帰り先で面談を受ける場合（里帰り先で新生児訪問等を実施する場合）においても、子育て応援ギフトは住民票のある市町村で支給していただくことになります。この際、住民票のある市町村と里帰り先の市町村で適宜情報の連携・共有を図っていただけます。
48	◎	DV を理由に避難している妊婦で、住民票を元の住所地から移動していない場合、現在生活している避難先の市町村で面談を実施し、出産・子育て応援ギフトの支給を行なうことができるか。	DV を理由に避難している方と同様に、やむを得ない理由がある場合には、生活している（住民票のない）市町村において面談を実施した場合、当該市町村で出産・子育て応援ギフトの支給を行うことは可能です。 なお、その際には現住所地を確認出来る書類として「賃貸住宅の契約書」や「光熱水費の請求書等」を確認するなどしたうえでご対応いただけます。
49	◎	DV 以外の事情で、やむを得ない理由で現在生活している市町村に住民票がない妊婦について、出産・子育て応援ギフトの支給は住民票がある市町村が行うの	DV を理由に避難している方と同様に、やむを得ない理由がある場合には、生活している（住民票のない）市町村において面談を実施した場合、当該市町村で出産・子育て応援ギフトの支給を行うことは可能です。 なお、その際には現住所地を確認出来る書類として「賃貸住宅の契約書」や「光熱水費の請求書等」を確認するなどしたうえでご対応いただけます。

		か。
50	◎	父母が離婚協議中などにより別居している場合の取扱い如何。
51	◎	出生直後にこどもが里親委託や施設入所（乳児院に措置）となつた場合、親に対して支給はなされるのか。あるいは里親や施設に支給されるのか。面談後の場合はどうか。
52	◎	出生直後にこどもが児童相談所により一時保護となった場合、親に対し支給はなされるのか。
53	◎	出生直後にこどもが施設入所し、その後に入所措置が解除されて自宅に帰ってきた場合、養育者からの申し出を受けて、面談を実施した場合に、こどもに帰った場合、親に対して支給はなされるのか。
54	◎	出生届出後の面談の事務を、身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、保育園・幼稚園・認定こども園に委託する場合、子育て応援ギフトの支給は誰がどのように行えばよいか。

父母が離婚協議中には、養育者（こどもと同居している方優先）が面談を実施後、申請することにより子育て応援ギフトを支給することは可能です。

出生直後にこどもが里親委託された場合は、里親からの申請に基づき子育て応援ギフトを支給する一方で、出生直後にこどもが施設入所となつた場合、当該施設は子育て応援ギフトの支給対象外となります。

なお、出生直後に実親と面談し、子育て応援ギフトを支給した後に里親委託された場合は、当該里親に子育て応援ギフトを支給することはできません。一方で、当該里親の孤立感・不安感を取り払うため、当該里親は伴走型相談支援の対象となりますので、当該里親とも面談を実施するようお願いします。

出生直後にこどもが児童相談所により一時保護となつた場合は、養育者と面談実施後、養育者から申請をすることにより子育て応援ギフトを支給することは可能です。

出生直後にこどもが施設入所し、その後3歳に達する日の前日までに入所措置が解除され自宅に帰ってきた場合、養育者からの申し出を受けて、面談を実施した場合に、ギフト申請をすることにより子育て応援ギフトを支給することは可能です。

地域子育て支援拠点などに面談等の実施を委託している場合に、子育て応援ギフトの支給事務も委託するかどうかについては、各市町村の実情に応じて判断していただいて差し支えあります。ギフトの支給事務を委託しない場合は、例えば、委託先での面談実施時にギフト申請書を対象者に渡し、市町村窓口に郵送等により提出することを案内するなどの方法が考えられます（この場合、市町村は申請者が委託先において面談等を実施したことを確認した上で、ギフトの支給を行うこととなります）。

また、ギフトの支給事務も委託先に委託する場合は、例えば、面談等の実施時にその場でギフトを渡すなどの方法が考えられます（この場合、委託先はギフトを渡した実績を管理し、市町村に共有・連携することで、市町村においてギフトの支給管理を行うこととなります）。

出産・子育て応援ギフト（経過措置の対応）	
55	● 事業開始日前に妊娠届出をし、事業開始日以後に出産した場合は、どのような手続で出産・子育て応援ギフトを支給するのか。
	事業開始日時点の住民で妊娠中の方（事業開始前に妊娠届出をした方で出生届出をしていない方）については、各市町村の置かれている様々な実情に応じ、自らの判断で、以下のA、Bどちらの手法での支給を選択可能です。 A 出産までアプローチはせず、出産後に面談を実施し、「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」をまとめて支給 B 事業開始後に、妊娠中の方に早期にアプローチする観点から、アンケートを送付する場合は、①出産応援ギフトを支給する旨の案内、②出産応援ギフト申請書、③アンケートを送付し、申請書（支給希望有かつ支給歴なし。同意欄に署名有）とアンケートが返ってきた方に對し、「出産応援ギフト」を支給 (11/22自治体説明会資料P30をご確認ください。)
56	◎ 遷及適用の支給対象は、令和4年4月以降の出生となっているが、令和4年4月1日に出生した場合も支給対象ということでしょうか。
57	◎ 令和4年4月以後、事業開始日前に海外で妊娠し、日本に帰国した場合にも、事業開始日以降にアンケート等を実施することで、出産応援ギフトの支給を受けることができます。 婦は出産応援ギフトの支給対象者になるのか。
58	◎ 令和4年4月以後、事業開始日前に海外で出産して帰国した子育て家庭は、出産応援ギフトと子育て応援ギフトの支給対象となるのか。
59	● 令和4年4月以後、事業開始日事業開始日時点で住民の方のうち、こどもの出生日が令和4年4月から事業開始前日までの方

		前に出生している場合は、どのような手続で出産・子育て応援ギフトを支給するのか。この際の出産応援ギフトと子育て応援ギフトの申請者は誰になるのか。	リストアップし、当該リストに掲載される養育者に対し、①出産・子育て応援ギフトを支給する旨の案内文、②出産・子育て応援ギフト申請書、③簡易アンケートを送付し、②と③が返ってきた方にに対し、「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」を一括で支給してください。各ギフトの申請者は、それぞれのギフトの支給対象者となります。なお、支給対象者は、出産応援ギフトは妊娠、子育て応援ギフトはこどもを養育する者としております。
60	◎	令和4年4月以降に出生し、事業開始日前に死亡したこどもがいた場合も、「出産応援ギフト」「子育て応援ギフト」の一括支給の対象であるのか。もし対象である場合に、どのような対応をすればよいか。	令和4年4月以降に出生したこどもが、当該市町村の事業開始日前に死亡するケースについても、「出産応援ギフト」「子育て応援ギフト」の一括遡及支給の対象となります。具体的には、令和4年4月1日から事業開始日前日の間に提出された死亡届出の情報の中から、令和4年4月1日以降に生まれたこどものいた世帯を抽出し、当該世帯に「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」の遡及支給の案内を行っていただくことが考えられます。
61	○	令和4年4月以降、事業開始日前に「妊娠届出をした方」が転出した場合には、転出元、転出先のどちらの市町村から支給する必要があるのか。	ご質問のケースについて、事業開始後に妊娠中の方に早期にアプローチする観点から、アンケートを送付する市町村（問55のB）が転出元である場合、事業開始時点で妊娠届出をした方で出生届出をしていない方としてリストアップされ、出産応援ギフトの案内文のお手紙を送る対象になります。 この案内文においては、「既に転出されている方は、転出先の市町村に相談してください」という内容を記載していただきます。 これを受けて当該妊婦から相談のあった転出先の市町村において、当該市町村で活用しているアンケートを送付し、アンケートの回答が返ってきたら、「出産応援ギフト」を支給してください。 なお、事業開始後に妊娠中の方に出産までアプローチせず出産後に面談を実施し、出産応援ギフトと子育て応援ギフトを一括で支給する市町村（問55のA）が転出元である場合は、転出先の市町村が問62のようにに対応することとなります。
62	○	令和4年4月以降、事業開始日前に「出生している方」が転出し	ご質問のケースについては、転出先の市町村において、事業開始日時点の住民票の情報により、令和4年4月1日から事業開始日前日の間に出生したこどものいる世帯を抽出し、当該世帯

		た場合には、転出元、転出先のどちらの市町村から支給する必要があるのか。	に「子育て応援ギフト」の遡及支給の案内を行う際のお手紙を送る対象になります。当該者からお手紙に同封されたアンケートの回答が転出先市町村に返ってきたら、「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」を一括で支給していくことになります。
63	◎	令和4年4月以降、事業開始日前に妊娠届出をした方が流産・死産をした場合は、出産・子育て応援ギフトの支給対象になるのか。	<p>ご質問のケースについては、出産応援ギフトのみ支給対象となります。</p> <p>事業開始後に妊娠中の方に早期にアプローチする観点から、アンケートを送付する市町村（問55のB）においては、事業開始日前に妊娠届出をした方で、事業開始日までに出生届出をしていない方をリストアップし、当該リストに掲載される妊婦に対し、①出産応援ギフトを支給する旨の案内文、②出産応援ギフト申請書、③簡易アンケートを送付することになりますが、ご質問のケースもこの対象となります。</p> <p>したがって、この案内文においては、流産・死産された方も「出産応援ギフトの支給対象であること」「アンケートの回答は不要であり、ギフト申請書のみ提出いただければギフトを支給すること」を記載していただきます。</p> <p>これを受け、②が返ってきた方に對し、「出産応援ギフト」を支給してください。</p> <p>一方で、事業開始後に妊娠中の方に出産までアプローチせず出産後に面談を実施し、出産応援ギフトと子育て応援ギフトを一括で支給する市町村（問55のA）においては、当該市町村における妊娠届出時以外で全ての妊婦を対象とする面談を実施するなど、市町村の実情に応じた方により流産・死産された方を把握し、出産応援ギフト申請書のみを提出いただいた上で、出産応援ギフトを支給してください。</p>
システム構築等導入経費			
64	◎	出産・子育て応援ギフトについて、来年度以降の継続実施を見据えた都道府県単位での広域的な連携によるプラットフォームづくりを検討したいと考えているが、どのように検討・調整を進めたらよいか、その進め方などについて国の方で改めて提示さ	<p>本事業は来年度以降も継続的に実施するものであるところ、早期の事業実施の観点から、市町村単位で紙クーポン等で事業を開始した市町村についても、できるだけ早期に電子クーポン等の電子的な方法の活用や都道府県による広域的な連携を含め、効率的な事業の実施に移行できるよう、国としても取組を進めたいと考えています。</p> <p>具体的には、子育てアプリ・サイト・電子クーポンによる子育て支援について、自治体等と意見交換をしつつ、デジタル化の課題抽出やそれを踏まえた普及方法の検討、またそれに応じた国との支援等について議論していく予定です。</p>

65	◎	れる予定はあるか。	<p>本事業において、国としてはどのようなシステムを自治体が構築することを想定しているのか。また、システム構築等導入経費について、どのような経費が補助対象になるのか。</p> <p>システム構築等導入経費の補助対象となるシステムについては、都道府県の場合、広域的かつ電子的に経済的支援を行うためのプラットフォームを想定しています。また、市町村の場合、出産・子育て応援ギフトの支給管理等を行うためのシステムや、伴走型相談支援で把握した支援対象者情報管理・関係機関との情報共有等を行うためのシステムを想定しています。</p> <p>なお、都道府県のシステム構築等導入経費については、上記のようなシステムにオプションとして追加する形であれば、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県内等において、里帰り先市町村においても産婦のニーズに応じて産後ケアなどの必要な支援を案内することができるような支援対象者の情報の引継ぎ・共有 ・ 都道府県内での転居の際に、転居元におけるギフトの支給の有無の確認等ができる機能を附加する場合も補助対象になることから、本事業において活用しやすい機能も含めて各自治体においてご検討いただきたいと考えております。
----	---	-----------	---